

エレクトス電気需給約款

2017年〇〇月〇〇日実施

エレクトス合同会社

エレクトス電気約款

目次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 約款の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	4
5 実施細目	5
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	6
9 需給契約の単位	7
10 供給の開始	7
11 供給の単位	7
12 承諾の限界	8
13 電気需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	8
14 契約種別	8
15 適用範囲	8
16 供給電気方式および供給電圧および周波数	9
17 契約電流	9
18 契約容量	10
19 契約電力	10
20 料金	11
IV 料金の算定および支払い	11
21 料金の適用開始の時期	11
22 検針日	11
23 料金の算定期間	12
24 使用電力量の計量	13
25 料 金 の 算 定	13
26 料金の支払義務および支払期日	13
27 料金その他の支払方法	14

V	使用および供給	16
28	適正契約の保持	16
29	力率の保持	16
30	需要場所への立入りによる業務の実施	16
31	電気の使用にともなうお客さまの協力	16
32	供給の停止	17
33	供給停止の解除	18
34	供給停止期間中の料金	18
35	違約金	18
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	18
37	損害賠償の免責	19
38	設備の賠償	19
VI	契約の変更および終了	20
39	需給契約の変更	20
40	需給契約の廃止	20
41	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	20
42	解約等	21
43	需給契約消滅後の債権債務関係	21
VII	供給方法および工事	22
44	需給地点および施設	22
45	計量器等の取付け	22
46	電流制限器等の取付け	22
VIII	工事費の負担	23
47	工事費負担金	23
48	工事費負担金の申受けおよび精算	23
49	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	23
IX	保安	24
50	保安の責任	24
51	調査	24
52	調査等の委託	24
53	調査に対するお客さまの協力	24
54	保安に対するお客さまの協力	25
X	その他	26
55	守秘義務	26
56	お客さまに係る個人情報の利用	26
57	信用情報の共有	26

58	契約者情報の提供	26
59	反社会的勢力の排除.....	26
60	集団訴訟.....	27
61	専属的合意管轄裁判所および準拠法	27
62	誠実協議.....	27
附	則.....	28
1	実施期日	28
2	標準周波数についての特別措置.....	28
別	表.....	29
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	29
2	契約容量および契約電力の算定方法	30
3	市場電源調達調整費の算定方法.....	30

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に則り、一般送配電事業者から接続供給を受けてお客さまに電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このエレクトス電気約款（以下「本約款」といいます。）によります。

(2) 本約款は、次の地域を供給区域として適用いたします。

エリア名称	供給区域となる地域
北海道エリア	北海道電力株式会社の供給区域となる北海道
東北エリア	東北電力株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	中部電力株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	北陸電力株式会社の供給区域となる富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西エリア	関西電力株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	中国電力株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	四国電力株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	九州電力株式会社の供給区域となる福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

2 約款の変更

(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約に

かかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

なお、当社は、本約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合には、当社のホームページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。

- (2) (1)の定めに基づき本約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとします。
- (3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとします。

3 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(10) 一般送配電事業者

電気事業法第2条1項第9号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(11) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいいます。

(12) 託送供給等約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(13) 接続供給

一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。

(14) 接続供給電力量

一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(15) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(16) アンペアブレーカー契約

アンペアブレーカー（電流制限器）により契約電流（アンペア）を定める契約方式をいいます。なお、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社および九州電力株式会社の「従量電灯B」に相当する契約方式となります。

(17) 主開閉器契約等

契約主開閉器、1回路当たりの平均負荷設備容量または契約負荷設備にもとづき契約容量（キロボルトアンペア）を定める契約方式をいいます（ただし、実量制契約を除きます。）。

(18) 最低料金制契約

一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用する契約方式をいいます。なお、関西電力株式会社、中国電力株式会社および四国電力株式会社の「従量電灯A」に相当する契約方式となります。

(19) マッチング

当社がスイッチングに係る開始申込みを行い、かつ、当社以外の小売電気事業者の廃止申込みが揃うことをいいます。なお、このマッチングは、原則として電力広域的運営推進機関のスイッチング支援システムを通じて行われるものといたします。

(20) マッチング不成立

一連のスイッチングの手続きにおいて、需給契約に係る契約名義の不一致等の事由により、マッチングが行われない状態をいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となるときには、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、電力量料金の計算については、1円未満の端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。また、延滞利息については、1円未満の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

5 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、この約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ次の事項その他この約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、以下のイ、ロに係る承認について、お客さまに承諾書の提出をお願いすることがあります。
 - イ 一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守すること。
 - ロ 需給契約に必要なお客さまの情報を一般送配電事業者が当社に対し提供すること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) お客さまが、転居などにより当社に需給契約を変更される場合で、需給契約の成立前に電気使用を開始した場合は、電気使用を開始した日を需給開始日とします。
- (5) 当社への需給契約の申込後、当社からの電気の供給が開始されるまでの期間において、現にお客さまへ電気を供給している小売電気事業者との間における契約電流を変更された場合には、当社との需給契約における契約電流は、これと同様の契約電流に変更させていただきます。
- (6) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該供給区域の一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会いただき、申込をしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したとき（ただし、6（需給契約の申込

み) (4) の場合には電気使用を開始した日) に成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ お客さまから、需給契約成立後より1年目の契約期間満了の30日前までに需給契約の消滅または変更の申し出がない場合、需給契約は契約期間満了後も自動的に一年間更新されるものといたしますが、継続前の契約期間満了日以後、最初の検針日からは市場連動型プランを適用いたします。

ハ 当社またはお客さまのいずれかから、契約期間満了の1月前までに需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごと同一条件で自動的に更新されるものといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各

部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

- (4) (1)から(3)以外の場合で、託送供給等約款に定める需要場所の定義に則り、一般送配電事業者が1需要場所と認める場合には、当社は、その区域等を1需要場所とすることがあります。

9 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立した場合には、必要に応じてお客さまと協議の上うえ電気の供給開始日を定め、原則として託送供給等約款にもとづく手続きまたはスイッチングに係る手続きその他必要な手続きを経たのちに到来する最初の検針日または計量日から、お客さまに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、当社の供給力その他電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、電気料金の支払い状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、マッチング不成立およびその他の事由によってやむを得ない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。なお、この場合は、当社が適当と判断した方法によりその理由をお客さまにお知らせいたします。

13 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、電気料金種別定義書にて定めます。

15 適用範囲

- (1) 北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアの場合

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハ、ニに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1需要場所において、動力を使用する需要（交流3相3線式標準電圧200ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで電気の供給を受けるものをいうことがあります。）に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (2) 関西エリア、中国エリアおよび四国エリアの場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1需要場所において、動力を使用する需要（交流3相3線式標準電圧200ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで電気の供給を受けるものをいうことがあります。）に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

16 供給電気方式および供給電圧および周波数

(1) 供給電気方式および供給電圧は、託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 周波数は、託送供給等約款によるものとし、北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリアおよび北陸エリアの場合は標準周波数50ヘルツ、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリアの場合は標準周波数60ヘルツといたします。

17 契約電流

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアの場合について適用いたします。

(1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。

- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

18 契約容量

契約容量は、下記によって算定した値により、設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。

契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表2（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

19 契約電力

- (1) 契約電力とは、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (2) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内にお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間にお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この供給条件により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この供給条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この供給条件によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内

でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月(特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月(特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。)の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

20 料金

電気料金については、電気料金種別定義書にて定めます。

IV 料金の算定および支払い

21 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者が定めた日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものとしたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものとしたします。
 - イ 需給開始日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものとしたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものとしたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものとしたします。

23 料金の算定期間

- (1) 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）により計量する場合は、当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力量計の値等スマートメーターに記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といい、検針期間とあわせて以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

24 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として一般送配電事業者が取り付ける記録型計量器の読みによるものとし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量といたします。
- (2) 次の場合には、当社は託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された電力量といたします。
 - イ 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けない場合
 - ロ 22（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行わなかった場合
 - ハ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合
- (3) 計量器の読みは、乗率を有しない記録型計量器により計量する場合は、最小値までといたします。
- (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果、料金等を当社のホームページ上のお客さま専用ページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (6) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

25 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 契約種別等を変更したことにより、電気料金単価に変更があった場合

26 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生します。
 - イ 原則として、検針日といたします。ただし、24（使用電力量の計量）(2)によって、一般送配電事業者と協議によって使用電力量を定める場合には、協議によって定められた日といたします。
 - ロ 検針日に、一般送配電事業者からお客さまの接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。
 - ハ 一般送配電事業者から受領したお客さまの接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。
 - ニ 27（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ホ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、お客さまが当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権

回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

- (1) 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90パーセント以上保持していただきます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 54（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32（供給の停止）、40（需給契約の廃止）(1)または42（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

31 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を

変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

32 供給の停止

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用された場合
 - ハ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (3) お客さまがその他この約款に反した場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (4) 本条(1)から(3)により電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、

必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

33 供給停止の解除

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は一般送配電事業者に依頼し、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、一般送配電事業者の要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

34 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

35 違 約 金

- (1) お客さまが32（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

36 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告そ

の他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

37 損害賠償の免責

- (1) 36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社および一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から当社が、賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または42（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが一般送配電事業者および当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から当社が、賠償を得られた金額を限度とします。

38 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

39 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

ただし、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

40 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

イ 当社は、一般送配電事業者に依頼し、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

ロ 当社との需給契約を廃止させ、他の小売電気事業者との需給契約に変更する場合の廃止日は、お客さまが新たに需給契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。

(2) 需給契約は、42（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

41 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする以下の場合には、当社は、原則、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金および工事費の精算額をお客さまから申し受けます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(2) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで

電気の使用を廃止しようとする場合

- (3) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合
- (4) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合

42 解約等

- (1) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。
 - イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ その他お客さまがこの約款に違反した場合
- (3) お客さまが、40（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

44 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）およびその施設に関する事項（供給設備の施設、供給方法および工事等）は託送供給等約款によります。

45 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（計量器箱、通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

46 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

Ⅷ工事費の負担

47 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

48 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものとしたします。
- (2) 47（工事費負担金）、48（工事費負担金の申受けおよび精算）(1)、49（需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）の工事費負担金の申受けおよび精算は、お客さまと一般送配電事業者との間で直接行なっていただくことがあります。

49 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

Ⅸ 保安

50 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

51 調査

(1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

52 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、51（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

53 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、51（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要

があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

54 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

55 守秘義務

お客さまは、需給契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

56 お客さまに係る個人情報の利用

- (1) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電気の利用状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。以下「お客さまに係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) 当社は、お客さまに係る個人情報について、今後の電気供給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
- (3) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

57 信用情報の共有

当社は、お客さまが電気料金等について支払期日を経過してなお支払われない場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および電気料金の支払い状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

58 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定に必要なお客さま情報（氏名および契約容量等）について、当社が、一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることにつき、あらかじめご承諾していただきます。

59 反社会的勢力の排除

お客さまおよび当社は、現在および将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準備員、暴力団関係者および総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）および次のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものといたします。

また、お客さまおよび当社は、次のいずれかに該当するときは、42（解約等）の手続きにしたがい需給契約を解除することができるものといたします。なお、この

場合、契約を解除された者は、損害賠償その他一切の請求をしないものとしたします。

- (1) 反社会的勢力であると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有するとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与があると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任をこえた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害するなどを行ったとき。

60 集団訴訟

この需給契約またはこれに関連する請求については独立した当事者の地位において行われるものとし、法令の許容する範囲で、共通の法的利害関係を有する地位、クラス、代表者等によって行われる手続（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく手続を含み、以下「集団訴訟」といいます。）には服さないものとし、当社及びお客様は、集団訴訟を遂行又は集団訴訟に服する権利を、法令の許容する範囲で放棄するものとし、

61 専属的合意管轄裁判所および準拠法

- (1) この需給契約またはこれに関連する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所といたします。
- (2) この需給約款にもとづく需給契約またはこれに関連する契約は、すべての日本法によって解釈され、法律上の効力が与えられるものとしたします。

62 誠実協議

この需給契約または契約種別に対応する料金表に定めのない事項、もしくはこの需給約款または契約種別に対応する料金表によりがたい特別の事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものとしたします。

附 則

1 実 施 期 日

この需給約款は、平成29年〇〇月〇〇日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

- (1) この需給約款実施の際、東北エリアおよび東京エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

イ 東北エリアにあたっては、新潟県の佐渡市、妙高市および糸魚川市

ロ 東京エリアにあたっては、群馬県の一部

- (2) この需給約款実施の際、中部エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日（記録型計量器の場合は4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日）までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項によ

り認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 契約容量および契約電力の算定方法

主開閉器契約等の場合の契約容量の算定は、原則として次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1,732 × $\frac{1}{1,000}$

3 市場電源調達調整費の算定方法

- (1) 当社が電力取引市場にて電源を調達する際の費用を下記通り算定し、その結果に応じて請求金額に加算、または減算いたします。
- (2) 市場電源調達調整費は、請求月の前月に確定した電力取引市場(JEPX)のシステムプライスを元に算定します。

$$EP_{yr,m} = .5 * \sum_{i=0}^{47} (JEPX_{i, yr, m-1} * UPP_{i, yr}) + .5 * \sum_{i=0}^{47} (JEPX_{i, yr-1, m} * UPP_{i, yr})$$

$$FCA_{yr,m} = [LLF_m * ((EP_{yr,m} + R_m + S_m + ISF_m) * 1 + CT_m)] - CP$$

- EP : 市場電源調達調整にかかるエネルギー関連費
- JEPX : 卸電力取引市場(JEPX)のホームページに掲載されている30分毎のスポットプライスで約定された前月と前年同月のシステムプライス
- UPP : 30分同時同量にかかる分散率(下表の通り)
- FCA : 市場電源調達調整費
- LLF : 電力損失
- R : 弊社が定めるJEPX市場変動と月間供給サービス費用に関連するリスク係数

- S : 弊社が定める月間供給サービスに関連する 30 分同時同量にかかる係数
 ISF : 月間供給サービスに関連するインバランス料金
 CT : 消費税
 CP : ご契約頂いた料金プランのレート（お住まいの地域によって異なります）

時間	割合	時間	割合	時間	割合	時間	割合
0:30	1.70%	6:30	1.71%	12:30	1.86%	18:30	2.78%
1:00	1.64%	7:00	1.75%	13:00	1.85%	19:00	2.72%
1:30	1.61%	7:30	1.79%	13:30	2.19%	19:30	2.57%
2:00	1.60%	8:00	1.87%	14:00	2.26%	20:00	2.42%
2:30	1.63%	8:30	1.96%	14:30	2.32%	20:30	2.28%
3:00	1.65%	9:00	2.17%	15:00	2.36%	21:00	2.18%
3:30	1.68%	9:30	2.30%	15:30	2.37%	21:30	2.06%
4:00	1.70%	10:00	2.32%	16:00	2.53%	22:00	1.96%
4:30	1.70%	10:30	2.24%	16:30	2.74%	22:30	1.96%
5:00	1.70%	11:00	2.23%	17:00	2.82%	23:00	1.89%
5:30	1.68%	11:30	2.23%	17:30	2.80%	23:30	1.80%
6:00	1.67%	12:00	2.21%	18:00	2.80%	0:00	1.75%